

南部町監査委員告示第1号

鳥取県南部町職員措置請求書に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく鳥取県南部町職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定によりその結果を公表する。

平成26年8月25日

南部町代表監査委員 須山 啓己

南部町監査委員 細田 元教

## 第1 住民監査請求（鳥取県南部町職員措置請求書）の概要

### 1 監査の請求

#### (1) 請求人

南部町馬場 210 番地	足羽 昇 (請求人代表者)
南部町円山 202 番地	松浦 澄
南部町阿賀 1021 番地の 3	鏡原 修
南部町西町 44 番地	坪倉 嘉昶
南部町宮前 357 番地	加藤 学
南部町北方 723 番地	松本 正男
南部町東上 1222 番地 11	小村 揚幸
南部町阿賀 786 番地	庄原 克己
南部町馬場 164 番地	長尾 るり子
南部町阿賀 460 番地	米田 弘
南部町阿賀 739 番地	恩澤 幸雄
南部町馬場 247 番地 1	永井 千代美
南部町馬場 226 番地	真壁 紹範
南部町倭 491 番地	山本 一治
南部町池野 553 番地 1	安川 雄三
南部町池野 553 番地 1	安川 敦子
南部町東町 4 番地の 5	小川 徹
南部町東町 4 番地の 5	小川 京子
南部町東町 4 番地の 5	小川 さやか
南部町東町 12 番地	若槻 利彦
南部町馬場 210 番地	足羽 久子

南部町伐株 143 番地 荒木 文雄  
南部町馬場 603 番地馬場住宅 26 号 権代 秀哉  
南部町伐株 372 番地 岩田 操  
南部町東町 319 番地 宇山 美智子  
南部町東町 193 番地 大庭 秀久  
南部町三崎 217 番地 3 山本 倭子  
南部町与一谷 423 番地の 3 小髪 明  
南部町西町 9 番地 大塚 勝  
南部町阿賀 1220 番地 石口 とよ子  
南部町阿賀 739 番地 恩澤 貞子  
南部町阿賀 842 番地 1 恩澤 博正  
南部町阿賀 1021 番地の 3 鏡原 妙子  
南部町阿賀 942 番地 恩崎 弘美  
南部町阿賀 786 番地 庄原 幸子  
南部町阿賀 938 番地の 1 石田 祯三  
南部町阿賀 938 番地の 1 石田 光世  
南部町鴨部 1265 番地 本池 喜美江  
南部町落合 335 番地 亀尾 共三  
南部町落合 335 番地 亀尾 美和子  
南部町清水川 525 番地 10 篠田 俊治  
南部町境 929 番地 宮倉 博  
南部町境 650 番地 渡辺 道男  
南部町福成 2366 番地 陶山 太郎  
南部町阿賀 930 番地の 3 山内 八千代

南部町宮前 357 番地	加藤 静己
南部町宮前 357 番地	加藤 愛子
南部町円山 237 番地	渡邊 廣秋
南部町三崎 300 番地 2	富永 侃
南部町福里 98 番地	小川 しのぶ
南部町福里 83 番地	平良 忠弘
南部町福里 83 番地	平良 順子
南部町円山 202 番地	松浦 敬子
南部町福成 997 番地 29	花房 和夫
南部町西町 44 番地	坪倉 浩子
南部町東上 2171 番地	田辺 好雄
南部町東上 2171 番地	田辺 千鶴子
南部町東上 2171 番地	田辺 千明
南部町中 1111 番地	井上 重子
南部町中 1111 番地	井上 琢郎
南部町馬場 226 番地	真壁 容子
南部町円山 153 番地	池田 泰二
南部町円山 153 番地	池田 和子
南部町天萬 945 番地 1	植田 均

## (2) 監査請求のあった日

平成 26 年 6 月 27 日

## 2 請求の受理

(1) 監査委員は、法第 242 条第 1 項の規定により、平成 26 年 6 月 27 日に提

出された、鳥取県南部町長 坂本昭文 に関する措置請求書について、法第 24 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

(2) 本件請求のあった日は、法第 242 条第 2 項に規定する日を経過しておらず、住民監査請求の対象となるものである。

### 3 受理にあたっての経過

(1) 請求者のうちの 1 名に「松本 正夫」(南部町北方 723 番地) という記載がある。地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民であることを確認したところ該当者がないため、請求人代表者に平成 26 年 7 月 9 日に文書で間違いがないかを照会したところ、平成 26 年 7 月 25 日に回答があり、戸籍の記載は「松本 正男」であるが、通称的に「松本 正夫」と記載している旨の回答があった。本件についてだが、本人が平成 26 年 8 月 22 日に事務局に来庁し、名を自書して訂正を行った。

(2) 南部町長に関する措置請求書に、事実を証する書面（「違法もしくは、不当な契約締結による財産処分にあたる」ことがわかる書類）が一部添付がないため、平成 26 年 7 月 7 日に文書で提出依頼を行った。しかし、平成 26 年 7 月 22 日においても当該文書の提出がないため、同月同日に再度の提出依頼を行ったところ、「事実を証する書面」が平成 26 年 7 月 25 日に提出された。

### 第 2 請求の要旨（〈主位的請求〉 原文のとおり）

南部町長が、公の施設であった南部町老人福祉施設「ゆうらく」の建物及び付属品設備一式を、社会福祉法人「伯耆の国」に無償で譲渡契約したことは、①違法もしくは、不当な契約締結による財産処分にあたるので、その是正を求める。また、②上記の契約は、南部町に損害が生じているが、これは町長が損害賠償すべきところ、町長への損害

賠償請求が行われていないので、南部町監査委員は、上記①について是正を求め、②について、その損害を填補または回復するために必要な措置を講ぜよ。

<上記請求の説明>（原文のとおり）

平成25年6月議会において、南部町長 坂本昭文は、南部町の公の施設である南部町老人福祉施設「ゆうらく」の建物および付属品設備一式を、社会福祉法人「伯耆の国」に無償譲渡する議案を上程し、6月議会において議決され、同年7月1日付けで無償譲渡を行った。そもそも、社会福祉法人「伯耆の国」は、南部町が100%出捐した社会福祉法人である。また公の施設である南部町老人福祉施設「ゆうらく」は、南部町に合併前の旧西伯町時代に、西伯町が土地造成、施設建設を行った施設であり、この施設を無償で「伯耆の国」に指定管理により運営をまかせてきたものである。しかも、それにより何ら運営上の支障をきたしたものではなく、指定管理により運営をまかせていいければいいのである。しかし、南部町長 坂本昭文は、その職権を使い、自らが以前は理事長、現在は理事を務める社会福祉法人「伯耆の国」に、町の公の施設を無償で譲渡する議案を上程し、議会の議決を経てはいるが、無償で「伯耆の国」に譲渡を行った。かかる行為は、南部町長として不当な行為であり、南部町に多大な損失を与えたものである。南部町監査委員は、南部町長 坂本昭文に対して、公の施設である南部町老人福祉施設「ゆうらく」の建物及び付属品設備一式を、社会福祉法人「伯耆の国」に無償で譲渡した契約のは正を求め、その損害を填補または回復するために必要な措置を講ずることなどを求めるものである。

（3）「ゆうらく」施設建設等及び「伯耆の国」設立等の経過（原文のとおり）

①「ゆうらく」建設等の経過について

昭和45年 旧西伯町倭に鳥取県立西伯特別養護老人ホームが設立される。県が旧西

- 伯町に委託して運営が開始される。
- 平成 12 年 介護保険法が施行される。
- 平成 13 年 鳥取県が西伯町に施設を移管することを申し出、県内で最初に坂本町長が移管を受ける。
- 平成 15 年 2月 7 日付で、西伯町と会見町が各 500 万づつ出捐して、「社会福祉法人 伯耆の国」を設立する
- 平成 15 年 5月、鳥取県立特別養護老人ホームを解体して、町立特別養護老人ホームとして「ゆうらく」が完成、「伯耆の国」が町から受託して経営を開始する。
- 平成 16 年 10月 1 日付で、西伯町と会見町が合併し、南部町が発足する。  
途中から施設の管理運営委託から指定管理となり、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの指定管理が、南部町から「伯耆の国」に行われていた。

## ②社会福祉法人「伯耆の国」の概要

- ・南部町が 1 千万円出捐して設立した社会福祉法人。全ての費用が税金によって設立されている。
- ・設立年月日は、平成 15 年（2003 年）2 月 7 日、平成 23 年 6 月まで南部町長坂本昭文氏が理事長を務める。その後山野良夫氏に交代するも、坂本昭文氏は理事として法人経営に関わる。
- ・設立してからの事業内容は、第 1 種社会福祉事業として、特別養護老人ホームの（南部町からの）受託経営。第 2 種社会福祉事業として、老人居宅介護等事業の経営、老人短期入所事業の経営、老人デイサービスセンターの経営、障害福祉サービス事業、保育所の経営が列記されている。
- ・積立金等の金額は、平成 24 年 12 月末で、約 3 億 4 千万円。

③南部町立特別養護老人ホーム「ゆうらく」の土地購入及び施設建設事業の概要と起債償還の状況等

・土地購入施設建設費用等の内容

用地取得費 175,736,768 円

工事請負・設計管理委託・備品購入費等 2,033,438,425 円

計 2,209,175,193 円

・事業費財源の内訳

国庫補助金 442,609,000 円 県費補助金 965,071,000 円

起債（借金） 541,600,000 円（内町民公募債 50,000,000 円）

一般財源 259,895,193 円

計 2,209,175,193 円

（以上平成 24 年 9 月議会答弁より、議事録参照）

・起債償還のための「伯耆の国」から町への寄付と土地売却金額の経過等

平成 15 年度 4,687,958 円

平成 16 年度 5,066,000 円 平成 17 年度 5,066,000 円

平成 18 年度 32,167,844 円 平成 19 年度 81,091,568 円

平成 20 年度 31,517,318 円 平成 21 年度 31,517,318 円

平成 22 年度 31,517,318 円 平成 23 年度 31,517,318 円

平成 25 年度 180,000,000 円 寄付合計 434,148,642 円

平成 24 年度 171,556,768 円（土地売却金額）

寄付と土地売却金額の合計 605,705,410 円

・町が行った施設無償譲渡前の平成 24 年度と平成 25 年度修繕費及び平成 25 年度「伯耆の国」への交付金

修繕費 38,305,000 円

交付金（一般財源分）37,680,698 円

合 計 75,985,698 円

(4) 不当行為になる理由及び根拠（原文のとおり）

1) 南部町が社会福祉法人「伯耆の国」に老人福祉施設「ゆうらく」の施設を譲渡する必要がない理由

①社会福祉法人「伯耆の国」は南部町が出捐して設立した法人であり、「ゆうらく」は、南部町が「伯耆の国」を指名して、指定管理により管理運営をまかせてきた施設である。平成15年度以来、土地の賃借料や施設使用料を、町は「伯耆の国」から徴収しておらず、国の社会福祉法人の設立の要件によっても、国又は地方公共団体から土地や建物について貸与又は使用許可を受けている場合、所有権を有している必要はないと規定しており、「ゆうらく」を「伯耆の国」に、指定管理により、管理運営を委託することには何ら支障がない。

②南部町は、「ゆうらく」を建設時、起債（借金）をしており、この起債償還については「伯耆の国」からの寄付という形で償還されてきており、南部町の一般財源の支出はない、また、将来にわたる施設の維持管理に必要な修繕等についても、この寄付を継続すれば財源を確保することができる。よって、将来の町の財政負担となるから無償譲渡するという根拠にはならない。

③そもそも「ゆうらく」は、町の老人福祉推進の拠点施設として整備し、国県からの多額の補助金も投入されており、南部町の公の施設として管理し、「伯耆の国」に指定管理により、管理運営をまかせているほうが、南部町の福祉事業を推進する上で、より効果的である。建物等を譲渡してしまえば、町と「伯耆の国」の、指定管理という関係がなくなり、米子市等にある社会福祉法人が運営する施設となんらかわらなくなり、町民が「ゆうらく」に託していた高齢者福祉の拠点施設としての思いも伝わらなくなるのではと危惧する声もある。また、仮に、「伯耆の国」が存続できない事態になったとして

も、指定管理を継続していれば、町の責任において新たな管理運営の形態をつくることができるものである。

## 2) 施設無償譲渡により発生する南部町の損失

①南部町が、老人福祉施設「ゆうらく」を建設するにあたって支出した金額は、用地取得費に、175,736,768 円、工事請負設計管理委託備品購入費等に、2,033,438,425 円、合計 2,209,175,193 円である。この財源は、国庫補助金、442,609,000 円、県費補助金、965,071,000 円、起債（借金）541,600,000 円（内町民公募債 50,000,000 円）、一般財源、259,895,193 円、合計 2,209,175,193 円である。

②次に、「伯耆の国」が起債の償還ということで、南部町に寄付をしてきた金額は、合計 434,148,642 円となっている。（土地代金は含まず。）

また、町長は、「ゆうらく」の施設の無償譲渡の前提として、「ゆうらく」の建っている町有地を、「伯耆の国」に売却する議案を提案し、平成 24 年度 3 月議会において可決され、平成 24 年 9 月に売却が完了したと報告している。この「伯耆の国」が町に支払った土地代金は、171,556,768 円であり、この土地売却金額と上記の寄付金額を足した、総額 605,705,410 円が「伯耆の国」が南部町に支払った金額の総額である。

③次に、①の起債償還元金及び利子の合計金額は、586,386,108 円であり、この金額に、建設時の財源の内、一般財源である 259,895,193 円を足した金額は、846,281,301 円となる。

④よって、③の 846,281,301 円から②の 605,705,410 円を引いた金額、240,575,891 円に、平成 24 年度と平成 25 年度に、町が、「ゆうらく」の無償譲渡前に行った修繕及び「伯耆の国」への交付金の総額、75,985,698 円を足した金額、316,561,589 円が、町が、「ゆうらく」を無償譲渡したときの損失となるものであり、無償譲渡の必要性はなかったと考えるものである。よって、町長は、町に対して、316,561,589 円の損害を与えていた。

### (5) 求められる措置

上記の理由及び根拠から、南部町長 坂本昭文は、公の施設である南部町老人福祉施設「ゆうらく」の建物及び付属品設備一式について、社会福祉法人「伯耆の国」に対して行った無償譲渡を、是正・回復するために必要な措置をすること。また、町長に対して、上記 316,516,589 円の損害賠償請求を行うこと。

### (6) 南部町監査委員に求める措置

監査委員は、町長に対して、上記(5)の措置を講ずるように勧告することを求める。

### (7) 付属資料（別添：事実証明書ほか）

① 「ゆうらく」建設事業に係る事業費内訳

② 老人福祉施設「ゆうらく」の無償譲渡について等（議会説明資料）他

## 第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設定したところ、陳述の申し出があり、8月18日に証拠の提出及び陳述の聴取を行った。

### 1 陳述人

足羽 昇（請求人代表者）

真壁 紹範

### 2 証拠の提出

① 特別養護老人ホームゆうらく建設事業に係る事業費内訳

② 老人福祉施設ゆうらく無償譲渡について（議会説明資料）

③ 普通財産譲与（譲渡）決議書

- ④ 図面
- ⑤ 町有財産譲渡契約書（案）
- ⑥ 南部町老人福祉施設ゆうらくの譲与（譲渡）申請書の受理について（協議）
- ⑦ 普通財産譲与（譲渡）申請書
- ⑧ 行政財産用途廃止決議書
- ⑨ 伯耆の国へのゆうらくの土地譲渡について
- ⑩ 老人福祉施設ゆうらく譲渡に係る起債償還と寄附金及び土地売却収入
- ⑪ 「違法もしくは、不当な契約締結による財産処分にあたる」ことがわかる書類
- ⑫ 平成24年度当初予算内訳書（事業活動計算書）
- ⑬ （会議録）
- ⑭ 議案第45号 財産の無償譲渡について
- ⑮ ゆうらく（土地・建物）を譲渡する資料
- ⑯ 平成21年度特別養護老人ホームゆうらく等の管理業務に関する計画書
- ⑰ 特養ゆうらく業務仕様書
- ⑱ 南部町財務規則（第250条）

### 3 陳述の概要

- ① 南部町財務規則第250条により普通財産の売り払いの価格は適正でなければならぬないとあるが無償で譲渡されている。
- ② 無償譲渡の理由がない。議会等の資料をみても正当な理由とは考えにくい。指定管理でのやり方でなんの問題もない。よって、これを無償譲渡するのは適正ではない。
- ③ 隨意契約での無償譲渡は入札での契約に反する。316,516,589円の損害賠償を求める。
- ④ 普通財産譲渡決議書だが、それに書いてある理由が理由になっていないため不适当と考える。従来からの指定管理で支障が何かあるのか、譲渡することによって

何か経営的にメリットがあるのか。指定管理であっても何ら問題はなかったはずであり、その理由が明記されていない。

- ⑤ 伯耆の国では剩余金が毎年1億円以上あるし積立金もある。ずっと起債の償還として寄附を町にしていた。将来の修繕費用は理由にはならない。一定の積立金もある法人で、将来の税金の負担とはならない。
- ⑥ 担保物件のために町の資産を無償譲渡するのにはありえない。社会福祉の拡充を図るため社会福祉法人と連携するためとの理由があるが、指定管理を受ける際でもその理由はあったはずであり、無償譲渡したことによってどのように拡充を図るのかという説明は一切ない。
- ⑦ 税金の多額の負担が伴うところは譲渡してもいいが、ゆうらくはこれに該当しない。
- ⑧ 随意契約による不当性だが、無償で財産を処分した。無償譲渡した理由に「さらなる社会福祉の充実」とあるが理由が明確ではない。有償譲渡では補助金の返還が発生するため無償で譲渡したとあったが、補助金の返還は6億円であり、健康福祉課が試算した9億円で売却すれば3億円の差がある。有償譲渡であれば3億円の収入があったはず。そのため指定管理が不可だという根拠もない中で、無償譲渡を行い町への損害を与えると考える。また、一番大切なのは町の財産処分の基準が明確になっていない。
- ⑨ 税金を投入して購入したものを売却するのであれば、明確な理由が必要である。施設が継続して利用されるのではあれば、処分する理由がない。
- ⑩ 町の維持管理及び修繕費について、ゆうらくだけ特別扱いにはならない。公平性を求める。ゆうらく以外の他の施設でも維持管理や修繕費はかかる。野の花や緑水園なども同じ。ここを比較しても伯耆の国だけ特別扱いになっている。普遍的でなければならない。伯耆の国はほかにも指定管理を受けているが、伯耆の国だけなぜ修繕費だけでみるのか。ほかも同じような方針をもってすべき。

- ⑪ 指定管理の契約の中で、公の指定管理として受けて利益が多かった場合、町に寄附するという契約はできるはず。剩余金の何割かを町にだすというやり方をすれば寄附という形をとらなくてもよい。指定管理で営業利益があがるところもあると思われる。
- ⑫ 鳥取県が社会福祉法人の監査を行うが、公の施設であれば町も監督権が発生する。指定管理を通じて監督できる。
- ⑬ 指定管理では収支報告書の提出も求めることができる。条例に基づく指導もできる。指定管理でなければ監査しかできない。町の命令によって監査はできるが監査しかできない。
- ⑭ 無償譲渡するからといって今より福祉は拡充はしない。譲渡すれば今後は何も言えなくなる。指定管理から譲渡することによってデメリットしかない。権限がないのに連携がとれない。よって拡充とする根拠にはならない。
- ⑮ 契約のは正の内容によっては損害賠償も含む。は正の内容によっては含まない場合もある。契約の無効になれば損害賠償は求めない。
- ⑯ 町長個人に対して南部町が損害賠償請求を求める。

#### 第4 関係人からの意見の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、8月18日に関係人の出頭を求め、調査を行った。

##### 1 調査対象部局及び職員

総務課及び健康福祉課 副町長、総務課長、前健康福祉課長

##### 2 調査の概要

- ① 無償に至った経過は、南部町財務規則には「適正な時価」とあるが、その価格で売却すれば補助金返還になるのでできない。
- ② 適正な時価というのが無償であっても何ら問題ないと思っている。

- ③ 南部町財務規則は地方自治法を補完するものなので自治法にふれなければ違法とはいえない。
- ④ 指定管理をしていれば維持費がどんどん上がる。収益があれば自分なりにやれるので町としては修繕費等を負担しなくてもいい。町のメリットは十分にある。
- ⑤ 条件により修繕を行うことが条件であれば、自分が経営者であれば、指定管理は受けない。収益を町の施設の修繕に使うということはできない。町の財産を補修することを条件にすることはできない。
- ⑥ 財産の無償譲渡をしたら、町の管理、福祉施策について、町の関与、指導について希薄になるという見解だが、無償譲渡すれば、自らの判断で運営はできる。町の福祉施策ができなくなると言われるが、地域に対する貢献及び福祉事業の委託については、社会福祉法人は鳥取県が認可しているところであって、施設を譲渡によって法人の性格が変わるものでもない。
- ⑦ 町の考えに沿った施策がとれなくなるおそれについては、逆の考え方である。町が施設を持っているほうがサービス提供として動きにくい。町の財源も限られている。施設の維持管理については町が責任を持つが、運営については、町がすべてを指示しているものではない。
- ⑧ ゆうらくは、町ではなくて、地域の施設ということを分かってほしい。
- ⑨ 無償譲渡で将来の修繕費用、維持管理も問題を解決できる。譲渡することによって、社会福祉の充実もある。公平ではないとのことだが、県外、国外の法人、企業、経験のないところに譲渡するのであれば危惧をいたかないわけにはいかないが、町内に経験をもって作ってきた法人に西部地域の中でがんばってもらうことであれば、不利益になるとは思わない。他の施設についても同様である。
- ⑩ 利益が多かった場合に寄付でよいのではとの意見については、鳥取県の監査で不可と言われている。

- ⑪ 他の施設、緑水園などで利益を出していたら、その利益を何等かの形で町にバックするということはできる。つまり、飲食、宿泊の建物であれば可能だが、社会福祉法人はできない。上げた利益は社会貢献をしないといけない。
- ⑫ ゆうらくは、減価償却しながら築 20 年での大規模改修に備えるということが出てくる。無償でよかったということはないと思う。受けた方も大変な判断をされたと思う。町の財産を町の法人に渡すことには意義がある。経営を不安定なものにしてはいけない。
- ⑬ 資産形成についてであるが、請求者は、ゆうらくという組織と南部町の福祉施策に対して疑念を持っておられることも考えられる。利益誘導とは思っていない。資産形成と言われるが、えらいものを受け取ってもらったと思っている。
- ⑭ 一般財源の持ち出しが損失と言われている。一般財源を使っていないので町の損失ではないと考えている。

## 第5 監査の実施

- 1 監査委員は、法令等をもとに、措置請求書、証拠書類、請求人及び関係人の陳述について厳正に監査を行った。
- 2 監査の執行者

南部町代表監査委員 須山 啓己

南部町監査委員 細田 元教

## 第6 本請求に対する結論

### 1 主要な事実経過

- ① 平成 25 年 6 月 14 日 平成 25 年第 4 回南部町議会定例会において議案第 45 号「財産の無償譲渡について」として提案
- ② 平成 25 年 6 月 18 日 予算決算常任委員会に付託

③ 平成 25 年 6 月 19 日 予算決算常任委員会審議

④ 平成 25 年 6 月 20 日 予算決算常任委員会採決

⑤ 平成 25 年 6 月 21 日 南部町議会可決

⑥ 平成 25 年 7 月 1 日 譲渡契約書締結

## 2 監査の結果

- ① 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号には「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」の場合は議決要件とされており、南部町議会においても議会に提案され、可決されている。違法性の根拠とされた南部町財務規則第 250 条の記載であるが、売払価格及び交換価格のみを想定して記載がなされており、無償譲渡について規定しているものではない。しかしながら、地方自治法の趣旨を反映するために、無償譲渡についても規定しておくことが妥当である。
- ② 措置請求書において、無償譲渡を不当とする理由及び根拠として、指定管理による運営で何ら支障がない旨の記載がある。譲渡をせずに従来通りの指定管理で運営を行うことも妥当性があり、これを否定するものではない。しかしながら、譲渡を行い、将来にわたる町の財政負担を軽減しながら、専門的な見地から住民の福祉向上に貢献してもらうという考えも否定されるものではない。
- ③ 伯耆の国には剰余金及び積立金もあり、また、起債の償還としての寄付を継続すれば、将来にわたる施設の維持管理に必要な財源を確保できるとの主張であるが、町に寄付を行うことについては、鳥取県の監査で指摘されたこともあり、これが解消されたことは必要なことであったと判断する。また剰余金を町にだすというやり方もあるとの陳述についてであるが、社会福祉法人の目的に照らすと、その余剰金は社会貢献にまわすべきものであり、町への還元には困難さを伴うと判断する。
- ④ 施設の無償譲渡について、ゆうらく以外の施設にも普遍的に措置を行うべきだとの

陳述があった。ゆうらく以外の施設においても、町が運営をおこなうことが必ずしも適切であると判断できないものについては、同様な措置を行うことは必要であり、町財政の安定のために積極的に取り組むべきものと考える。

- ⑤ 謾渡すれば町の監督権が弱まり「伯耆の国」との連携が困難となる、また高齢者福祉の拠点施設としての思いも伝わらなくなる、との指摘についてであるが、社会福祉法人である以上、その目的とするものや立ち位置が変わるものではない。鳥取県の監督のもと、仮に社会福祉法人の目的を逸脱した場合には、適切な是正措置が講じられるものと判断する。
- ⑥ 施設の無償譾渡により発生する南部町の損失を 316, 561, 589 円と算出され、その賠償を町長に請求されているが、町の損失であるとの考えに疑義があるので触れておく。ゆうらくの建設経費である 209, 175, 193 円の財源において、一般財源 259, 895, 193 円は、一時的に基金から繰入を行ったものであり、平成 13 年度から平成 15 年度にかけ、西伯有楽園支援事業費補助金で 209, 219, 000 円を基金に返している。さらに西伯有楽園事業特別会計から一般会計を通して 82, 187, 984 円を基金に返し、合計で 291, 406, 984 円を基金に返している。このため、建設時の一般財源 259, 895, 193 円は町に対しての損害には当たらないと判断される。また、平成 24 年度の修繕費を 38, 305, 000 円と記載されこれも町の損害とされているが、町は 43, 527, 750 円を支出している。この修繕費は、壁のクラック、汚れ、変色、壁木部の経年劣化の補修や植樹祭に対応する内部の補修を行ったものであり、指定管理のもと、当然町が修繕すべきものであり損害には当たらないと判断される。

### 3 監査委員の結論

南部町長の行った「財産の無償譾渡について」は、議会においても賛否両論があり、その対応について厳しく議論をされたところである。また譾渡に必要な手続きとして、地方自治法に定める手続きもなされており、本措置請求にあるような「違法もしくは、

不当な契約締結による財産処分」とは解されない。また譲渡理由の不当性を問題視されているが、この点においても議決内容を覆すに足る疑義、不当性を認めることはできない。従って、南部町長 坂本昭文は、公の施設である南部町老人福祉施設「ゆうらく」の建物及び付属品設備一式について、社会福祉法人「伯耆の国」に対して行った無償譲渡を、是正・回復するために必要な措置をすること。また、町長に対して、上記 316,516,589 円の損害賠償請求を行うこと。」とする請求には、措置の必要を認めない。

よって、請求人から請求があった南部町長坂本昭文に対する措置請求書は棄却する。